

令和5年度「国際バカロレアに関する国内推進体制の整備」 委託業務に係る公募要領

1. 事業名

国際バカロレアに関する国内推進体制の整備

2. 事業の趣旨

国際バカロレア（IB）は、グローバル化に対応した素養・能力を育成するための国際的な教育プログラムであり、我が国では、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月閣議決定）等において、2022年度までに200校以上にするという目標を掲げ、「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」等を通じてIBの普及・拡大のための取組を推進してきた。

2023年度以降は、「国際バカロレアの普及促進に向けた検討に係る有識者会議」における議論に基づき、IBの教育効果等を把握し、その特徴や効果等の理解につながる情報提供等を行い、IBの導入や活用の検討を促すため、これまでの「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」のリソースを活用し、国内におけるIBの実態把握やIBの教育効果等に関する調査研究、各種イベントやオンラインプラットフォーム、IB教育アドバイザーを通じた地方公共団体・幼小中高校・大学等の取組支援、関係者間の情報交換等を促進するためのネットワーク形成の支援を行う。

3. 事業の内容

業務委託を受けた団体（以下、「受託団体」という。）は、以下の内容について実施するものとする。

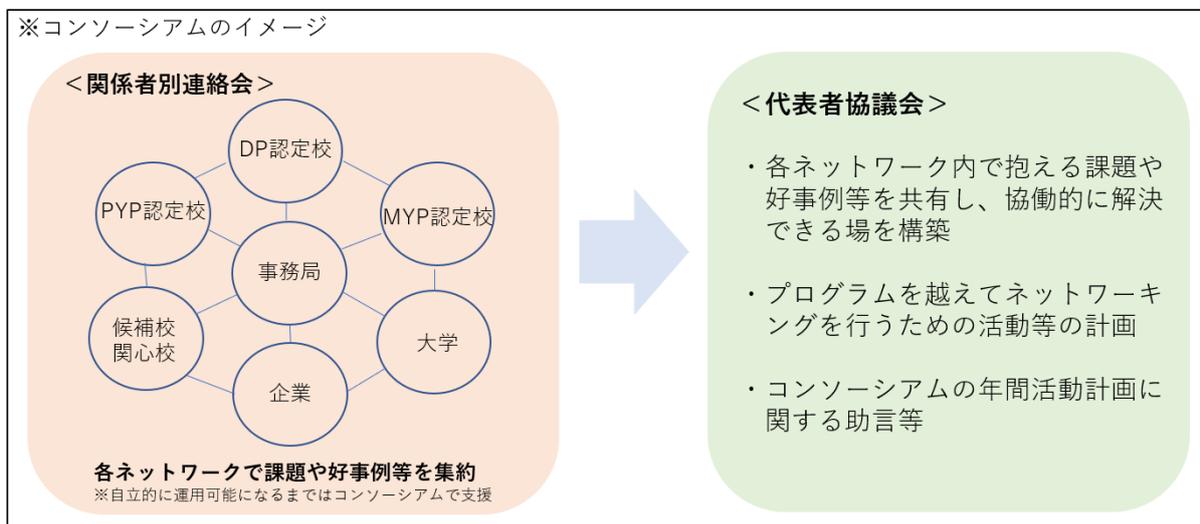
【タイプA】コンソーシアム運営業務

（1）コンソーシアム体制整備

受託団体は、国内のIB認定校、IB導入を検討している団体、IB修了生の受け入れ主体（大学・企業等）が有するニーズや課題、好事例等を集約する場として関係者別連絡会を開催し、それぞれが抱える課題や好事例等を共有し、協働的に解決できる場として代表者協議会を開催する。これらのネットワークを構築し、国内における円滑なIBの普及・促進を図るため、コンソーシアム※を運営する。

また、国内において持続的にIBの普及・促進施策が展開されるよう、自立的なコンソーシアムの運営に向けて必要な方策に関しても検討を行う。

※コンソーシアムのイメージ



(2) 国際バカロレアの好事例の波及、導入を検討する学校等への支援業務

受託団体は、教育段階や地域バランスを考慮し、コンソーシアム構成機関からIB教育アドバイザーを選任する。また、アドバイザーと連携して以下の支援業務を行う。

- 広く国内の学校に対して、IBに特徴的な教育手法や事例等をまとめ、学校が既存の教育に取り入れることができるよう、情報発信を行う。
- IB導入に関心を有する学校、教育委員会等に対しては、国内固有の課題（学習指導要領との両立等）に重点を置きつつ、IB認定に向けた手続等に関するマニュアルを整備し、助言や情報発信を行う。
- IBを活用した大学入試を実施している大学の事例等をまとめ、国内大学におけるIBの認知・内容理解の促進を図る。
- IB認定校においても持続的にIB教育が発展されるよう、助言等を行う。

(3) プラットフォームの構築・運營業務

受託団体は、広く国内におけるIBの認知・内容理解を促進し、コンソーシアムの関係者間での効果的な情報共有が行われるよう、プラットフォーム（WEBサイト等）の構築を行う。

また、メールマガジンやSNSでの情報発信を行い、構築したプラットフォームが効果的に活用されるように運営するとともに、利用状況を把握し、随時改善を行う。

(4) シンポジウム等の開催業務

受託団体は、IB教育の意義について社会発信を行うためのシンポジウムを年1回開催し、国内におけるIBの認知・内容理解の促進を図る。また、IBに特徴的な教育手法や事例等を情報共有するためのセミナーを年2回以上開催し、学校現場での活用方法の普及や、大学関係者へのIBの理解の促進を図る。

【タイプB】国際バカロレアの教育効果等に関する調査研究業務

受託団体は、IBに知見のある専門家及び文部科学省で構成された会議を開催し、専門家等の意見を踏まえ、調査項目を決定し、調査研究を行う。また、調査分析及び成果報告の進捗状況を適宜文部科学省に報告する。

<調査研究の例>

- 国内外のIB認定校に対する実態調査（在籍生徒数、教員数（日本人/外国人）、卒業生数、開講科目（日本語/英語）、進学先等）
- 国内外の大学でのIBを活用した入試に関する実態調査（出願資格、IBスコア基準、出願書類等）
- IB認定校在学中の教育効果
- 大学入学後の成績の伸び、学習態度、大学院進学率、就職先等
- 日本語DPにおける英語で履修する科目の実態調査
- IB認定校等におけるIBを通じた教員の学び

【タイプA・B共通】留意事項

- (1) タイプA、Bの一方または両方のいずれも応募可とする。
- (2) タイプA、Bの受託団体は定期的に情報交換を行い、互いの担当事業の実施に協力しあうこと。

- (3) 業務の実施に当たっては、「文部科学省 IB 教育推進コンソーシアム」でこれまでに作成した既存のリソースを活用すること。なお、文部科学省との協議に基づき、業務内容について適切な範囲において修正を行うことがある。
- (4) 受託団体は、文部科学省だけでなく、国際バカロレア機構との英語による情報共有が可能な体制を確保するものとする。
- (5) 各種会議や関係者との打ち合わせ、相談対応については、記録を作成し、速やかに文部科学省に共有すること。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 公募対象

教育分野に関する知見及び実績を有し、国際バカロレア機構を含む関係諸機関と密接な連携を図ることができる以下の団体及びその連合体とする。なお、連合体で提案する場合は、代表する団体が提案を行う。

- (1) 日本国の法人格を有する団体
- (2) 任意団体

ただし、(2)に該当する団体については、次の①から④までの要件をすべて満たすこととする。

- ①定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ②団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ③自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ④団体等の本拠としての事務所を国内に有すること。

6. 事業期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：令和5年度～令和9年度（5カ年事業（予定））

ただし、毎年度、事業の実施状況等について評価又は確認等を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。

事業規模：各年度の計画額は以下のとおりとする。

タイプA：35,000千円程度

タイプB：20,000千円程度

ただし、予算状況等によっては各年度の計画額に変動が生じる可能性がある。

採択件数：タイプA・B各1件またはタイプA・Bあわせて1件（予定）

採択件数は審査委員会が決定する。

7. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置して行う。審査方法については別添「審査基準」のとおり。選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

8. 公募説明会の開催

開催日時：令和5年6月6日（火曜日）15時00分

登録締切：令和5年6月5日（月曜日）18時00分

開催方式：オンライン（zoom）開催

※追加で説明会を実施する場合がある。

説明会参加にあたっては、事前登録が必須である。参加を希望する場合、以下の宛先に、E-mailにて、氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレスを記入の上、申請すること。

登録時に入力する氏名、所属、役職、メールアドレスは、参加登録の確認のみに使用し、他の用途には使用しない。

なお、応募にあたり、本説明会への参加は任意である。

（事前登録宛先）E-mail：kokusai@mext.go.jp

9. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

10. 企画提案書の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限

（1）提出場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省大臣官房国際課外国人教育政策推進係

TEL：03-5253-4111（代）（内線3675）

E-mail：kokusai@mext.go.jp

（2）提出方法

① 企画提案書の様式は別添「事業計画書」を使用すること。

② 企画提案書は以下いずれかの方法で提出すること。

○E-mail

- ・ 企画提案書のデータをメールに添付して送信すること。
- ・ メールの子名及び添付ファイル名の冒頭にはともに「(事業名)_(法人名)」を入れること。
- ・ 添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、容量が大きくてまとめられない場合は子名の最後に番号を付けて複数回に分けて送信することができる。
- ・ 受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。
- ・ メール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。

○郵送

- ・ 5部印刷し、簡易書留、宅配便等記録の残る方法で送付すること。
- ・ 応募書類の電子データ一式についてもCD-ROM等（USB不可）により提出すること。
- ・ 募集締切後、受領通知を事務連絡先に送付する。

(3) 提出書類

① 企画提案書

※ 委託要項で定める事業計画書によって代えることとする。なお、必要に応じて、事業計画書に記載の内容を補足する資料を添付して構わない。

② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し

③ 誓約書（別紙1）

④ 本件に関する事務連絡先（様式は任意）

⑤ その他必要と思われる資料

(4) 提出期限

令和5年6月30日（金曜日）12時必着

※ すべての提出書類をこの期限までに提出すること。

※ E-mail でデータを送信した場合は送信時に提出されたものとみなす。

※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。

1.1. 誓約書の提出

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

(2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

1.2. 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が事業計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。

また、契約締結以前に採択者が要した経費について、国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

13. スケジュール

- (1) 審査：令和5年7月上旬頃
- (2) 採択決定：令和5年7月中旬頃
- (3) 契約締結：令和5年8月上旬頃

14. その他

- (1) 企画提案書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等は回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (5) 事業実施にあたっては、契約書及び事業計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (6) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (7) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。
- (8) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

〔契約締結にあたり必要となる書類〕

- ・ 業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（人件費単価表、謝金単価表、旅費支給規定、見積書、一般管理費率算定根拠資料など）
- ・ 再委託に係る委託業務経費内訳
- ・ 別紙（銀行口座情報）